

北上市訓令第9号

市長部局

北上市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月25日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市公印規程の一部を改正する訓令

北上市公印規程（平成3年北上市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公印の事故報告) 第11条 [略]	(公印の事故報告) 第11条 [略] <u>(公印に準ずる認印)</u> <u>第12条 戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第31条及び第32条の規定による戸籍の記載について使用する市長の認印の取扱いについては、第4条、第5条、第7条及び第9条から前条までの規定を準用する。</u> <u>2 前項の認印の保管責任者は、生活環境部市民課長とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。